

徳島市景観計画ガイドライン

自然と歴史・文化を生かした
水と緑と光の織り成す景観まちづくり

目 次

1 はじめに

- 1-1 景観計画ガイドラインの目的 P1
- 1-2 景観計画ガイドラインの構成 P2

2 届出対象区域と届出対象行為

- 2-1 届出対象区域等 P3
- 2-2 届出対象行為の概要 P4

3 景観形成基準（眺望景観を除く）の解説

- 3-1 重要な景観形成地域の届出対象規模の解説図 P5
- 3-2 景観形成基準の索引 P7
 - (1) 景観形成基準の索引（建築物） P7
 - (2) 景観形成基準の索引（工作物・開発行為） P8
- 3-3 景観形成基準（眺望景観を除く）の解説 P9
 - (1) 建築物の景観形成基準の解説 P9
 - (2) 工作物の景観形成基準の解説 P19
 - (3) 開発行為の景観形成基準の解説 P23

4 眺望景観の届出対象行為と基準の解説

- 4-1 吉野川大橋からの眉山眺望 P24
 - (1) 届出対象範囲及び規模 P24
 - (2) 景観形成基準の解説 P24
- 4-2 新町橋からの眉山眺望 P26
 - (1) 届出対象範囲及び規模 P26
 - (2) 景観形成基準の解説 P27

5 届出と審査の流れ

- 届出と審査の流れ P28